

令和8年度宇部市人材確保支援事業費補助金 募集要領

1 補助金の目的

市内事業者の人材確保と、大学・専修学校等の卒業予定者、U I J ターン希望者等の市内就職を促進するため、市内事業者が行う人材確保の取組に要する経費の一部を補助します。

2 対象事業者

市内の事業所への採用・配属を目的とした取組を実施する事業者で、以下のすべてを満たす方が対象です。

- 1 雇用保険適用事業所として届け出ていること
- 2 以下のいずれかに該当する中小企業者等であること
 - (1) 中小企業基本法に規定する中小企業者
 - (2) 常時使用する従業員が300人以下の医療法人又は社会福祉法人

補助対象とならない者

以下のいずれか1つでも該当する場合は、補助金の交付の対象となりません。

- 1 公序良俗に反する事業を行う者
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業等の事業を行う者
- 3 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人
- 5 宇部市が賦課徴収する市税に滞納がある者
- 6 上記に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者

3 対象事業及び対象経費

補助金の対象となる事業、補助率、補助上限額及び補助経費は、以下のとおりです。

なお、交付決定日より前にすでに着手済み（契約済み）のものについては、補助対象外となりますので、ご注意ください。

<補助対象事業>

区分	補助対象事業	補助率	補助上限額
情報発信枠	求人情報発信事業	1 / 2	10万円
人材採用力強化枠	人材採用力強化プログラム連動事業	1 / 2	10万円

<補助対象経費>

区分	補助対象経費
情報発信枠	就職・転職情報サイト掲載費、合同企業説明会への出展料及び出展時に必要な用品の購入費用又はレンタル料、採用に関するホームページ作成・改修若しくはPR動画制作に係る専門業者への外注費等
人材採用力強化枠	中小企業等人材確保支援（人材採用力強化支援）事業に参加した企業が人材採用力の強化に向けた取組を行うために要する費用（広報物製作費、専門家謝金、インターンシップ関連経費、人的資本経営推進関連費等）

4 申請書の提出

(1) 提出書類

- (ア) 交付申請書（様式第1号）
- (イ) 事業計画書（別紙1）
- (ウ) 事業計画詳細（任意様式）
- (エ) 誓約書（別紙2）
- (オ) 見積書又はその写し
- (カ) 補助事業概要が分かる資料（パンフレットやリーフレット等）
- (キ) 履歴事項全部証明書又はその写し（発行後3か月以内のもの）
- (ク) 市税に滞納がないことの証明書又はその写し（発行後3か月以内のもの）
- (ケ) その他市長が必要と認める資料

(2) 提出期間

- (ア) 情報発信枠：令和8年6月10日（水）～令和8年12月28日（月）
- (イ) 人材採用力強化枠：令和8年9月1日（火）～令和9年1月29日（金）

※予算に達した時点で受付を終了します。

(3) 提出先

- 1 下記オンラインフォームから申請してください。
提出フォーム <https://logoform.jp/form/yuJH/1623543>



- 2 郵送または持参の場合
〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号
宇部市産業経済部産業政策課産業振興係
TEL 0836-34-8355
窓口受付時間：平日 9時00分～16時30分

5 実績報告書の提出

(1) 提出書類

- (ア) 実績報告書（様式第8号）
- (イ) 事業実績報告書（別紙3）
- (ウ) 支出が確認できる書類（契約書、領収書、振込明細書等又はその写し）
- (エ) 事業の実施内容が確認できる書類
- (オ) その他市長が必要と認める資料

(2) 提出期間

補助事業完了日から30日以内又は令和9年2月末のいずれか早い日で実績報告書に必要書類を添付して提出すること。

(3) 提出先・問合せ先

上記[4 申請書の提出 (3) 提出先]同様

提出フォーム <https://logoform.jp/form/yuJH/1623579>



